

社会福祉法人風早借楽園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と実施時期・取組内容

目標①

ハラスメント等の予防の為、研修を年1回行う

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～ ハラスメント等に関する相談状況を確認する
- 令和4年4月～ 管理職を対象にしたハラスメント等に関する研修を年1回行う